

鳥取県国民保護計画の変更概要

鳥取県では、外国からの武力攻撃や大規模テロ等に際して、県が国民の保護のための措置を迅速・的確に実施するために、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、「国民保護法」という。）に基づき、「鳥取県国民保護計画」を作成しています。

このたび、昨年度に実施した国との国民保護共同訓練の成果の反映や、度重なる弾道ミサイルの発射等による避難対策の強化を加えた鳥取県国民保護計画の変更案を作成しました。

【主な変更内容】

1 昨年度実施した国民保護共同訓練（国重点訓練）の成果等の反映

○自家用車避難を踏まえ、自家用車避難受付所での避難住民確認を実施

- ・自家用車避難者は、自家用車避難受付所において避難先の確認等を受けることを追記
- また、親族の住居地など行政が指定した避難所以外への避難を希望する場合も、避難受付所で避難確認を実施することを追記

○避難行動要支援者の避難調整に係る手順を整理

- ・保健医療福祉対策統合本部を中心とし、避難先や搬送手段の確保と調整の具体手順について追記

○県国民保護対策本部事務局と県災害対策本部事務局の整合

- ・自然災害の対策本部事務局編成を準用し、事務局編成の整合を図ることでスムーズに移行できるよう変更

2 度重なる弾道ミサイルの発射等による避難対策の強化の追記

○近年のミサイルにおける新しい脅威を追記

- ・極超音速（マッハ5以上）兵器等のミサイル関連技術の向上や変則軌道の飛翔という新しい脅威を追記

○シェルターの指定に係る施設構造等を追記

- ・武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）として、緊急一時避難施設（鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物や地下施設）等が該当施設として分類されていることを追記

○民間施設も含めた緊急一時避難施設の指定

- ・弾道ミサイルの爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下道等の地下施設（緊急一時避難施設）の指定配慮を追記
- ・法律等により、避難施設指定の基準が定められているが、更に指定の考え方を明確にするため、県で独自に作成している「避難施設指定要領」について、その指定基準等を追記（緊急一時避難施設については、一時的な避難の観点から基準をみたさなくとも幅広く指定）

○頻発する弾道ミサイルの発射に備えた住民避難訓練の実施

- ・近年の情勢を踏まえ、「弾道ミサイルを想定した住民避難訓練」の実施により住民の行動理解を深めていただくことを追記

○ミサイル発射時のＪアラートの情報伝達フローについて最新版に反映

- ・弾道ミサイル発射時のＪアラートの伝達情報について、最新のフローに変更

3 県地域防災計画との整合や各種法令の改正等の反映

○総合防災情報システムの活用

- ・国民保護措置においても総合防災情報システムを活用することを追記

○救援の種類（福祉サービスの提供等）の追記

- ・救援の種類について「福祉サービスの提供」、「応急仮設住宅を含む収容施設の供与」を追記

○近年の災害等を踏まえた生活関連物資の追記

- ・感染症対策としてマスクや携帯トイレ等を追記

○避難対策における避難行動要支援者名簿の活用

- ・国民保護措置においても、避難行動要支援者名簿を活用し、避難対策を講じることを追記

○組織改正等を踏まえた時点修正

- ・避難の基礎となる県人口の修正や高規格道路網を時点修正
- ・組織改正を踏まえた担当業務等の修正

○県地域防災計画との整合

- ・武力攻撃原子力災害について、最新の地域防災計画の表記に合わせ、修正
- ・地域防災計画で定めている物資拠点等を準用して活用することを追記

※その他文言等の軽微な修正を併せて行う。